

甲山森林公園 (かぶとやましんりんこうえん)

1. 公園概要

公園名	甲山森林公園	
開設年月日	昭和 45(1970)年 11 月 10 日	
面積	計画面積：110.6ha 開園面積：83.0ha	
公園種別	広域公園	
主な施設	シンボルゾーン(記念モニュメント、噴水、彫刻、レストハウス)、修景池、自由広場(2か所)、芝生広場(3公園)、野外ステージ、花時計、パイプアーチ橋、ハイキングコース、県民の森(つつじ園、展望休憩舎、芝生広場)、パークセンター	

甲山森林公園は、「明治 100 年記念」、「兵庫県政 100 年」の記念公園として、六甲山の東端の甲山一帯の緑豊かな地に昭和 45 年に開設した広域公園である。

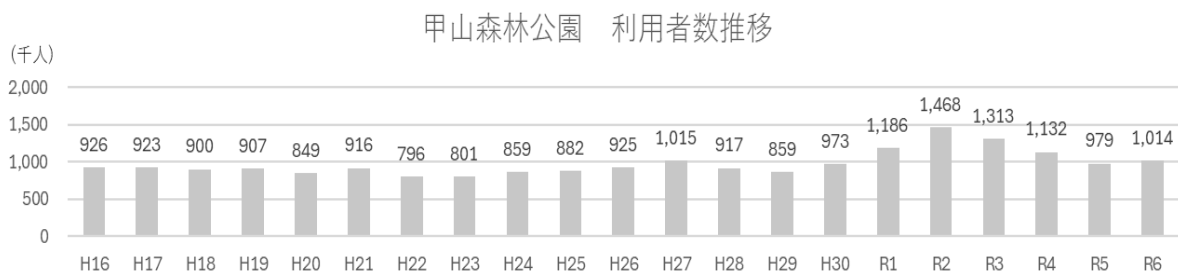
昭和 61 年に、昭和天皇在位 60 年記念の健康運動公園に指定され、自然環境の保全に加え、豊かな自然の中での健康づくりを目指して区域を拡張した。

阪神間のシンボルとしての甲山を中心とした都市域の自然環境保全を目的とし、公園区域の 85 パーセントを自然樹林として保全した公園である。

子育てを支援する公園として、子育て支援施設の設置や自然遊びなどの充実に取り組んでいる。

2. 利用者数の推移 (長期)

これまで、利用者数は 900~1,000 千人程度で推移していたが、コロナ禍における 3 密回避の目的もあり、令和 2 年度には最多の 1,468 千人の利用があった。その後は減少傾向にあるが、コロナ禍前の 1,000 千人前後の利用者数に回復している。



3. 施設配置図



シンボルゾーン



修景池 (みくるま池)



自由広場



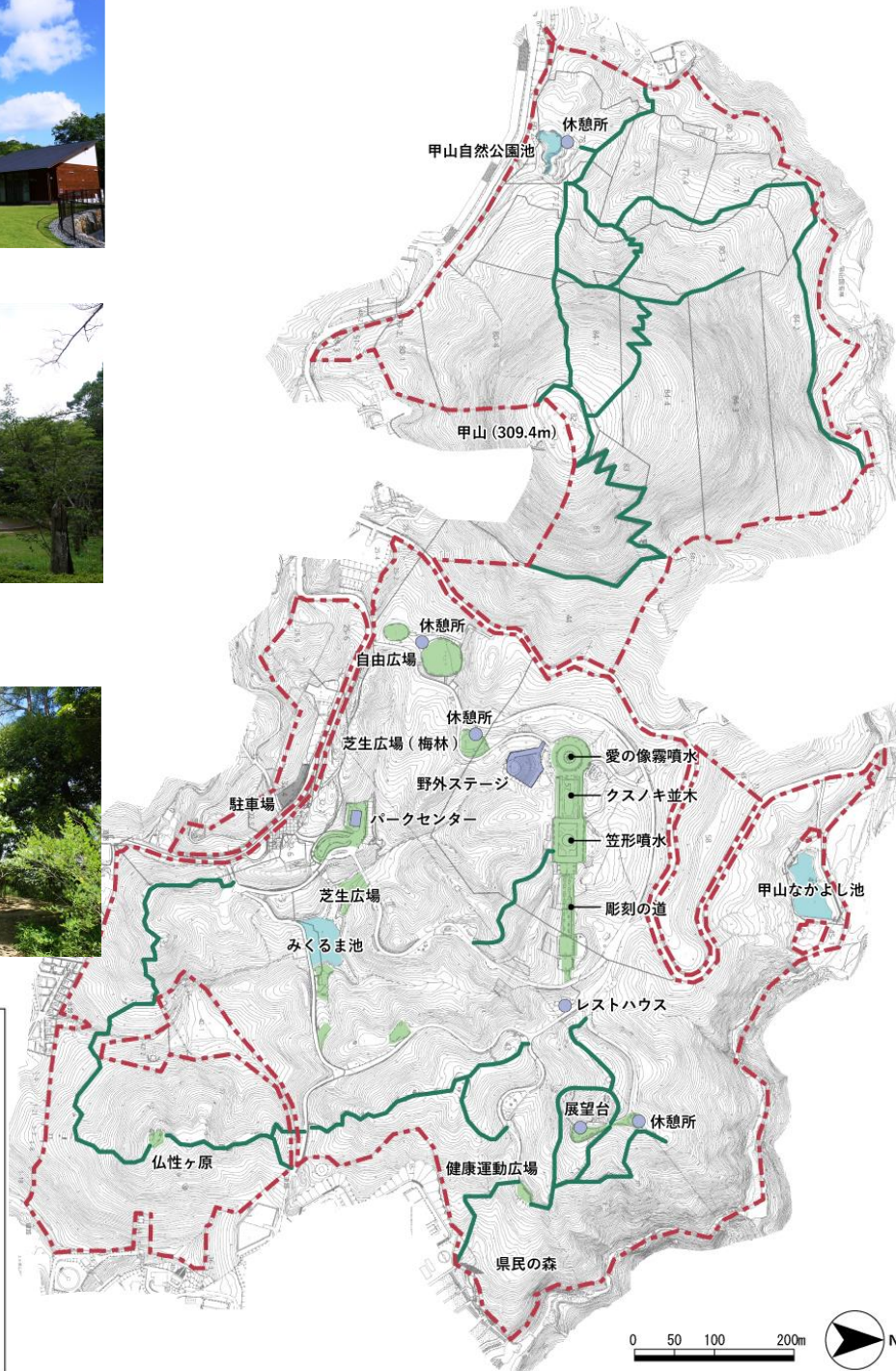
芝生広場



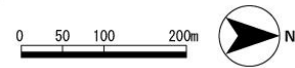
野外ステージ



軽登山道



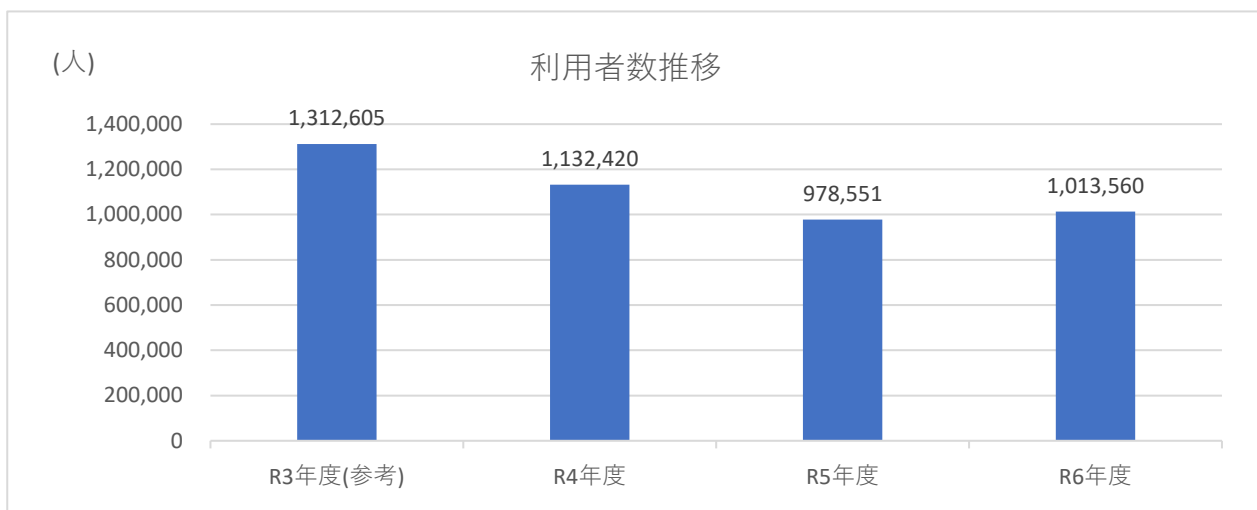
凡例	
	公園区域
	軽登山道
	運動施設
	広場・庭園
	池・水辺
	文化・サービス施設
	駐車場



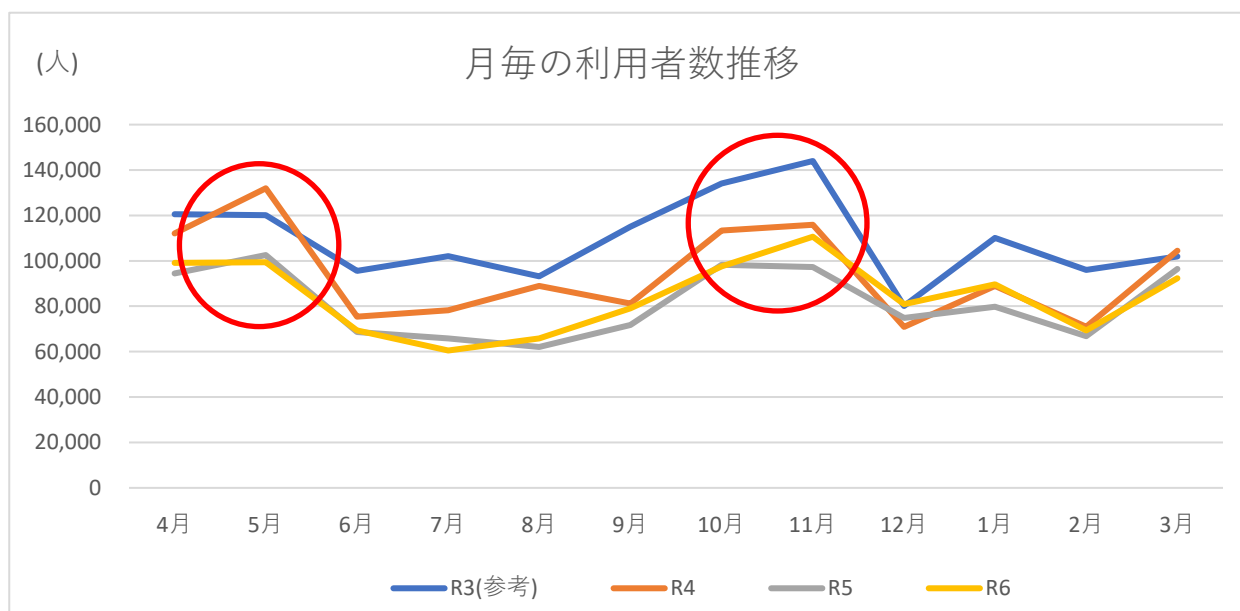
4. 公募状況

公募化時期	公募回数	現指定管理者	指定期間	利用料金施設
H17 公募	5 回	パークマネジメント甲山 代表者：(株)日比谷アメニス大阪支店	R4. 4. 1～ R9. 3. 31	会議室、調理室、工作室

5. 公園利用者数の推移（現公募期間）



- ・年間約 100 万人前後が利用している。
- ・令和 3 年はコロナ禍に関する「まん延防止等重点措置」「緊急事態措置」が実施され、広い屋外空間である公園利用が増えていたが、それ以後はコロナ禍前の水準に戻っている。

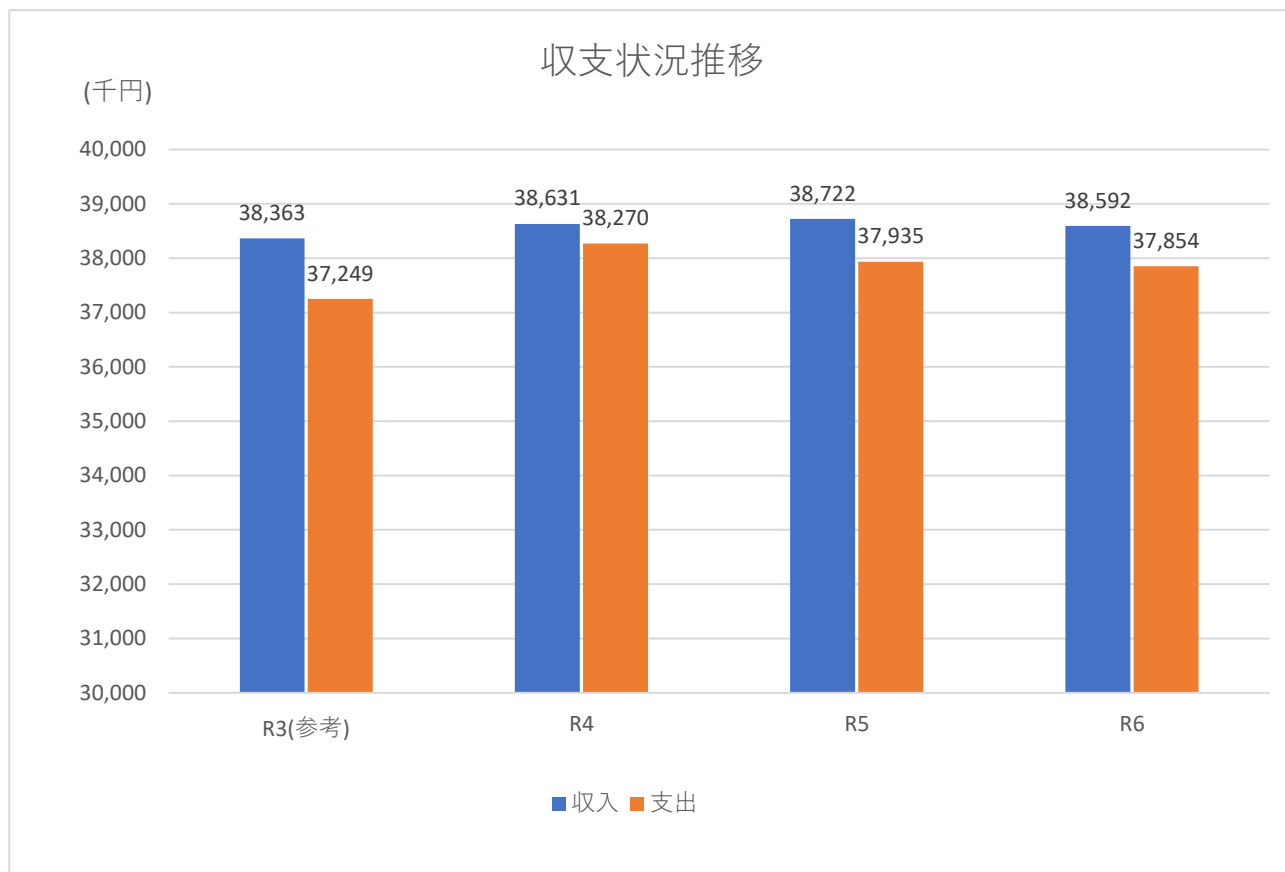


- ・5月はゴールデンウィーク、10～11月は紅葉の見ごろであり、利用者数が増えている。

6. 収支状況

(千円)

項目	R3(参考)	R4	R5	R6
収入	38,363	38,631	38,722	38,592
指定管理料	36,467	36,499	36,499	36,410
利用料金収入	280	280	346	404
利用促進事業収入	22	58	33	193
その他収入	1,594	1,794	1844	1,585
支出	37,249	38,270	37,935	37,854
人件費	20,330	21,990	22,457	22,407
事業費	5,618	5,857	6,119	5,399
間接費	11,301	10,423	9,359	10,048
収支差	1,112	361	768	738



7. 利用者満足度調査：公園利用者アンケート

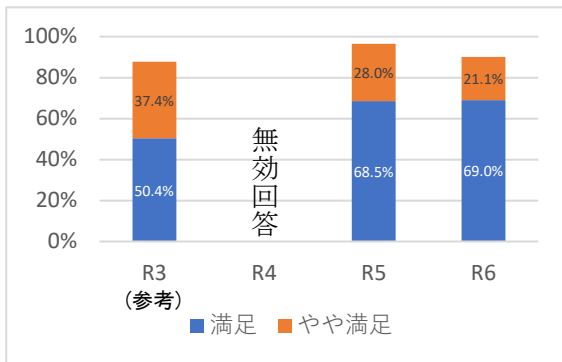
【回答数】約 200 件 【期間】 通年

- ・指定管理者は、「指定管理者制度導入施設の管理運営の評価に係るガイドライン」、「管理水準書」に基づき、毎年利用者満足度調査を実施。
- ・満足度は調査人数から無回答を除いた有効回答数より計算しており、満足、やや満足の

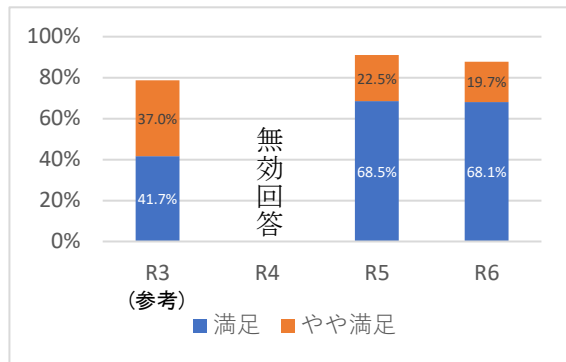
合計を算出している。

(1) 維持管理業務

樹木などの管理状況

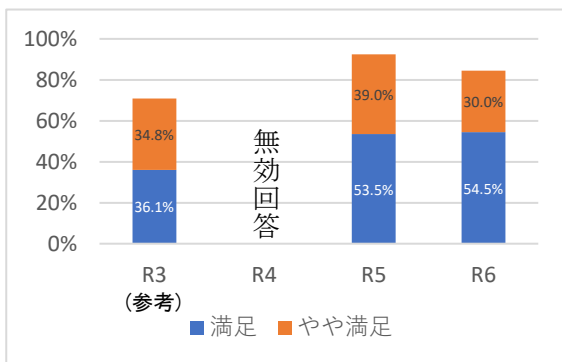


トイレや休憩場所、施設(ベンチ・園路等)の管理状況

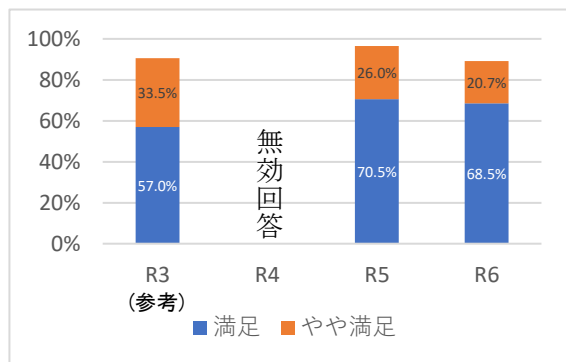


(2) 運營業務

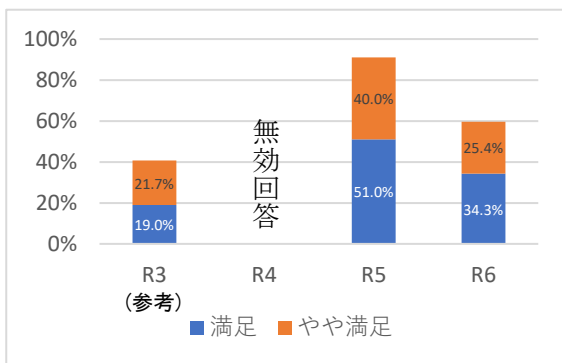
国内外の案内、情報サービス(サイン等)



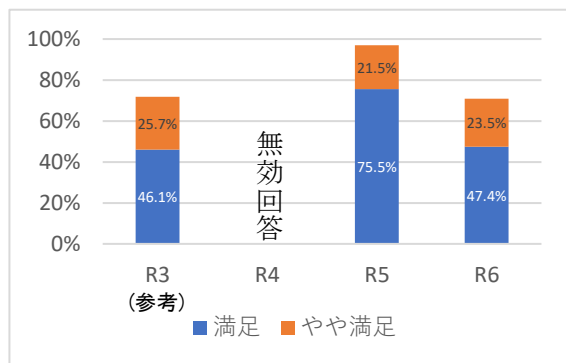
安心・安全・落ち着き感



催し物・イベント等の充実感



スタッフの対応



8. 指定管理制度導入施設の管理運営評価

指定管理者制度導入施設について、県では施設の設置者として公の施設の適正かつ確実な管理運営の確保と、指定管理者の業務改善及び県民サービスの向上を図るため、「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づき、指定管理者による自己評価と施設所管課による管理者評価を行うこととしている。

〔自己評価〕

評価項目及び評価の視点については下記（例）を基本に、施設所管課において個々の施設の特性等を踏まえ設定しており、指定管理者はそれぞれの項目の評価を行い、それを踏まえて総合評価を行っている。

評価項目	評価の視点
維持管理業務	・清掃 ・設備保守管理 ・植栽管理 ・警備 ・小規模修繕 等の履行状況
運営業務	・受付、接客対応（公共性・公平性の確保） ・各種事業、プログラムの実施状況 ・利用者満足度調査結果 ・その他、県民サービスの質の向上に向けた取組み
利用状況	・利用者数（計画の達成度、過去の実績との比較） ・施設稼働率 等
収支状況	・収支計画と実績の比較 ・経費削減に向けた取組み 等
運営体制	・知識、経験を有する人員等の適切な配置 ・利用者の苦情・要望等の対応体制 ・危機管理体制の確保 ・県・関係機関等との連携体制 等
総合的評価	・来年度の取組目標や課題認識 等

〔管理者評価〕

指定管理者からの事業報告及び現地調査によって、管理運営が事業計画等で定められた水準を充足しているかを確認とあわせて、指定管理者の自己評価について分析を行うことにより、年間運営実績についての総合評価を行う。

R4～6年度の自己評価及び管理者評価の結果

	自己評価	管理者評価
R4	S	A
R5	S	A
R6	S	A

評価の規準

- S：優れた実績を上げている項目が80%を超えている
- A：優れた実績を上げている項目が60～80%、かつ改善が必要な項目が20%以下
- B：優れた実績を上げている項目が40～60%、かつ改善が必要な項目が20%以下
- C：改善が必要な項目が20～40%
- D：改善が必要な項目が40%を超えている